

○財務省令第五十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

財務大臣 加藤 勝信

	改 正 後	改 正 前
（本人確認方法）		
第八条 法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一條、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。	第八条 「同上」	
<p>一 自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p>		

十二条の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関等をいう。以下同じ。)とする。以下この条において同じ。)が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受ける方法

ホ||

「略」

ト||  
「同上」

当該顧客又は代表者等から、銀行等が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるもの(同表第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものであつて、氏名、住所又は居所及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法(取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する本人確認(法第八条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による本人確認をいう。以下同じ。)に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある取引又は当該本人確認が行われた際に氏名、住所又は居所及び生年月日を偽つていた疑いがある顧客

又は代表者等との間における取引を行う場合を除く。)

情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行ふ方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する本人確認（法第十八条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による本人確認をいう。以下同じ。）に係る顧客又は代表者等によりすましている疑いがある取引又は当該本人確認が行われた際に氏名、住所又は居所及び生年月日を偽つていた疑いがある顧客又は代表者等との間における取引を行う場合を除く。）

ト  
〔1)・(2) 略〕

当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号に掲げるものの送付を受け、又は銀行等が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客若しくは代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客若しくは代表者の本人確認書類のうち同表第一号若しくは第四号に定めるもの（氏名、住所又は居所及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に銀行等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者とともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

チ  
〔1)・(2) 同上〕

当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は本人確認書類（氏名、住所又は居所及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に銀行等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者の本人確認書類（別表第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報である。）であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵

「号の細分を削る。」

#### 便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

- リ 次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類のうち別表第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- チ 次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

当該顧客の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住所又は居所の記載がない場合は、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ  
〔1〕・〔2〕 略】

当該顧客又は代表者等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録のうち、当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客又は代表者等のものであることを確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第八条の四第一項第五号において同じ。）する方法

ヌ　カ  
〔略〕

ワ 当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受

ル  
〔1〕・〔2〕 同上】

ヨ 当該顧客又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客又は代表者等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客又は代表者等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に

## ける方法

カ 当該顧客又は代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）から当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（同表第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は銀行等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の本人確認書類（同表第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヨ 当該顧客又は代表者等から当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある本人確認書類のうち別表第一号若しくは第四号に定めるもの（以下ヨにおいて單に「本人確認書類」という。）のいづれか二の書類の写しの送

関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法  
〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

付を受け、又は当該顧客若しくは代表者等の本人確認書類の写し及び当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客又は代表者等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客又は代表者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所（当該本人確認書類の写しに当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所又は居所）に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔タ・レ 略〕

二  
〔略〕

三 法人である顧客 次に掲げる方法のいずれか

〔イ・ハ 略〕

二 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち別表第三号又

は第四号に定めるもの（当該顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 不要郵便物等として送付する方法

〔タ・レ 同上〕

二  
〔同上〕

三  
〔同上〕

〔イ・ハ 同上〕

二 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち別表第三号若

しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている顧客の主たる事務所等に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔ホ・ヘ 略〕

2 銀行等は、第一項第一号イからトまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは代表者等の本人確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客若しくは代表者等の本人確認を行う場合には、当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客

〔ホ・ヘ 同上〕

2 銀行等は、第一項第一号イからチまで、ヌ若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げる書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客若しくは代表者等の現在の住所若しくは居所の情報の記録がないときは、当該顧客又は代表者等から、当該記載がある当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客

補完書類又はその写しの送付を受けることにより、当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口、ト若しくはカ又は第三号ニに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

### 〔一～五 略〕

3 銀行等は、第一項第三号口からニまでに掲げる方法（同号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、顧客の主たる事務所等に代えて、当該顧客の代表者等から、当該顧客の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

4 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつている自然人について、第一項

又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。

### 〔一～五 同上〕

3 銀行等は、第一項第三号口からニまでに掲げる方法（同号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、顧客の主たる事務所等に代えて、当該顧客の代表者等から、当該顧客の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

4 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの（同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。）のために当該銀行等との間で現に特定為替取引（法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条第一項の規定により法第十八条第一項の規定が準用される電子決済手段等移転等取引を含む。以下同じ。）又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たつている自然人について、第一項

第一号ロ、ト、ヌ、カ又はヨに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

銀行等は、第一項第一号ロ、ト、チ、カ若しくはヨ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同項第一号升に掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合には、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）  
(代表者等に行うものにあつては、当該本人確認書類又はその写しに記載されている住所又は居所に赴いて当該代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法に限る。)

第一号口、チ、リ又はヲに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

5 銀行等は、第一項第一号口若しくはチからヌまで若しくは第三号口からニまでに掲げる方法（同項第一号又に掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号口及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第七項の規定により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）（代表者等を行うものにつては、当該本人確認書類又はその写しに記載されている住所又は居所に赴いて当該代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法に限る。）

〔二・三 略〕

6

〔略〕

7

第一項及び第二項の規定にかかるわらず、銀行等は、法人である顧客との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認を行うことができる。

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三 法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ 〔略〕

〔号の細分を削る。〕

ロ 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路

〔二・三 同上〕

6

〔同上〕

7

第一項及び第二項の規定にかかるわらず、銀行等は、法人である顧客との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住所又は居所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認を行うことができる。

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ 〔同上〕

ロ 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路

に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報  
又はその写し

ハ 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居  
所及び生年月日の情報又はその写し

二 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該資料若しくはその写し又は当該半導体集積回路に  
記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若  
しくはその写し

ホ 第八条第一項第一号チに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該資料若しくはその写し、当該半導体集積回路に  
記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報又は  
当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ 第八条第一項第一号リに掲げる方法又は同条第七項の規定  
により本人確認を行つたとき 当該本人確認書類の写し又は  
当該補完書類若しくはその写し

ト 第八条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該本人確認書類の写し

チ 第八条第一項第一号ルに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該特定電磁的記録又はその写し

ト 第八条第一項第一号ルからワまで又は第三号ホに掲げる方  
法により本人確認を行つたとき 当該方法により本人確認を  
行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ 第八条第一項第一号カに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確  
認用画像情報若しくはその写し

リ ワ  
「略」

に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報  
又はその写し

二 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つ  
たとき 当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に  
記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその  
写し

ヌ カ  
「同上」

(本人確認記録の記録事項)

第八条の四 法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～三 略〕

四 本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第八条第一項第一号ト若しくは力に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五  
〔略〕

六 第八条第一項第一号ロ、ト、チ、ヌ、カ若しくはヨ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同項第一号ヌに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

〔号を削る。〕

七 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

九 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

(本人確認記録の記録事項)

第八条の四 「同上」

〔一～三 同上〕

四 本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

五  
〔同上〕

六 第八条第一項第一号ロ、チからヌまで若しくはヲ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同項第一号ヌに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は同条第七項の規定により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

七 第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

八 第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

九 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

九 第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が資料の送付又は半導体集積回路に記録された

氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報若しくは本人確認付

十 第八条第一項第一号カに掲げる方法により本人確認を行つたの本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認書類の送付又は

本人確認用画像情報の送信を受けた日付

〔号を加える。〕

用画像情報の送信を受けた日付

〔十一～二十三 略〕

別表

(第八条関係)

一 自然人である顧客又は代表者等（次号及び第四号に掲げるも

のを除く。）に係る本人確認書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード

（イに掲げるものを除く。）又は精神障害者保健福祉手帳

（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民

健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務

員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共

済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇

特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳

（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があ

るものに限る。）で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日

において有効なもの

〔十一～二十三 同上〕

別表

(第八条関係)

一 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード

（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保健福祉手帳

（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民

健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公

務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員

共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇

特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳

（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があ

るものに限る。）で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日

において有効なもの又は特定為替取引若しくは資本取引に

係る契約締結等行為を行うための申込み若しくは承諾に係る

書類に顧客が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書で、銀行等

が提示若しくは送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、「住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）」で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

ホ  
「略」  
〔二〇四 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

ホ 「同上」  
〔二〇四 同上〕

附  
則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。